

# 三重県公報

令和7年11月14日 (金)

第 669 号

毎週火・金曜日発行

		<u> </u>	<u>次</u>			
(番号)	(題 :	名)		(	(担当)	(頁)
	告 示					
748	介護保険法の規定による指揮	定居宅サービス事業者	の指定	(長寿	介護課)	2
749	介護保険法の規定による指定	定介護予防サービス事	業者の指定	(	同 )	2
750	保安林の指定施業要件の変更	更に係る通知		(治山	林道課)	2
751	同件			(	同 )	3
	監査委員公表					
7	監査結果の公表			(監了	至委員)	5
8	同件			(	同 )	12
	公告					
	土地改良区の設立認可			(農地	調整課)	21
	土地改良事業計画の変更及び	びその関係書類の縦覧	:	(	司 )	21
	公共測量を実施する旨の通知	知		(公共	用地課)	21
	公共測量が終了した旨の通知	知		(	同 )	21
	同件			(	司 )	22
	特定調達公告					
	落札者を決定した旨			(災害対	付策推進課)	22

告 示

#### 三重県告示第748号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を 指定しました。

令和7年11月14日

三重県知事 一 見 勝 之

介 護 保 険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービス の 種 類
2470506961	介護クラーク津	三重県津市八幡町津249-1	株式会社シーユーシー・ ホスピス	令和 7 年 11 月 1 日	訪問介護
2460590678	看護クラーク津	三重県津市八幡町津249-1	株式会社シーユーシー・ ホスピス	令和 7 年 11 月 1 日	訪問看護
2460590660	P5 訪問看護リハビリ センター	三重県津市片田新町 54-10-2D	株式会社P5	令和 7 年 11 月 1 日	訪問看護
2470506979	アクトハーフ津	三重県津市一身田平野 726番地3	株式会社ライフ・テクノ サービス	令和 7 年 11 月 1 日	通所介護
2470704459	アクアレンタルケア	三重県松阪市西之庄町 51 番地 2	株式会社アクアメディカ ル	令和 7 年 11 月 1 日	福祉用具 貸与
2470704459	アクアレンタルケア	三重県松阪市西之庄町 51 番地 2	株式会社アクアメディカ ル	令和 7 年 11 月 1 日	特定福祉 用具販売

#### 三重県告示第 749 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和7年11月14日

三重県知事 一 見 勝 之

介 護 保 険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービス の 種 類
2460590678	看護クラーク津	三重県津市八幡町津249-1	株式会社シーユーシー・ ホスピス	令和 7 年 11 月 1 日	介護予防 訪問看護
2460590660	P5 訪問看護リハビリ センター	三重県津市片田新町 54-10-2D	株式会社P5	令和 7 年 11 月 1 日	介護予防 訪問看護
2470704459	アクアレンタルケア	三重県松阪市西之庄町 51 番地 2	株式会社アクアメディカル	令和 7 年 11 月 1 日	介護予防 福祉用具 貸与
2470704459	アクアレンタルケア	三重県松阪市西之庄町 51 番地 2	株式会社アクアメディカ ル	令和 7 年 11 月 1 日	特定介護 予防福祉 用具販売

#### 三重県告示第 750 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を 津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和7年11月14日

三重県知事 一 見 勝 之

#### 第 1

- 1 通知することができない者の氏名 田中 ハギノ
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字奥ノ小谷 2819

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

日置 恒文

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津市美杉町奥津字小瀧 2181 の 1、2183 の 1
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字小瀧 2183 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の氏名 田上 弘

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津市美杉町下多気字野登瀬 1397
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市 役所に備え置いて縦覧に供します。)

# 三重県告示第 751 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を 津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和7年11月14日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

#### 第 1

1 通知することができない者の氏名

河村 清隆

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津市美杉町下多気字漆 3577
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 第 2

1 通知することができない者の氏名

田上 弘

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津市美杉町下多気字漆 3761 の 3
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 第 3

1 通知することができない者の氏名

齋藤 秀樹

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津市美杉町下多気字漆 3763 の 5
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 第 4

- 通知することができない者の氏名
   紀平 晃利
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津市安濃町草生字城ケ峯 1717
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

# 監査委員公表

#### 監査委員公表第7号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 1 項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第 5 項の 規定により次のとおり公表します。

令和7年11月14日

三重県監査委員 村 上 亘 三重県監査委員 長 田 隆 尚 三重県監査委員 石 垣 智 矢 三重県監査委員 伊 賀 恵

- 第1 監査の請求
  - 1 監査請求のあった日 令和7年9月2日
  - 2 請 求 人 住所 (略) 氏名 (略)
- 第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

令和7年10月3日、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

第4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監 查 第 60 号 令和7年10月30日

# 請求人 (略) 様

 三重県監査委員
 村
 上
 亘

 三重県監査委員
 長
 田
 隆
 尚

 三重県監査委員
 石
 垣
 智
 矢

 三重県監査委員
 伊
 賀
 恵

#### 住民監査請求について

令和7年9月2日に提出された住民監査請求(以下「本件請求」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

# 第1 監査の結論 本件請求を棄却する。

# 第2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

- 1 請求理由
  - (1) 令和7年8月8日付け県土第15-527号「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」(以下「本件諮問通知」という。)及び令和7年8月8日付け県土第15-526号「弁明書の送付及び反論書等の提出について(依頼)」(以下「本件依頼通知」という。)が同時に別々に2通の郵便物として送付された。どちらも担当は、三重県県土整備部住宅政策課(以下「住宅政策課」という。)の同じ職員である。住宅政策課からは三重県県土整備部建築開発課(以下「建築開発課」という。)に対して行っている審査請求に関する郵便物が送られてくるので、住宅政策課には「建築開発課を頻繁に訪問したついでに、隣にある住宅政策課を訪問して郵便物があれば受領する。切手代の無駄使いをしないように。切手代も税金でまかなわれてる。」と何度も話している。
  - (2) そのような状況であるのに、1 通にまとめて郵送すれば切手代と封筒代

が半分になるのに、わざわざ2通に分けて、別々に、同時に、同じ担当者が郵送している。本件依頼通知は、3件の審査請求分を合わせて同封しており、2通とも普通郵便なので配達証明等の必要がある内容ではない。

(3) 無駄な公務に通信費・事務費等を充当して行っていることは無駄使いになる。切手代は普通郵便で110円、封筒代は標準的な物で印刷代を含めて50円程度と思われる。以上160円の無駄使いとなる。

#### 第3 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の要旨から、本件請求にかかる監査対象事項は、「住宅政策課が、本件諮問通知及び本件依頼通知(以下、これらの2件の通知を併せて「本件通知」という。)を請求人に郵送する際、それぞれの文書を別々の封筒に封入して発送したこと(日本郵便株式会社と2通の郵便利用契約を締結したこと)は、違法又は不当な契約の締結にあたるか。」と解した。

- 2 監查対象部局
  - 三重県県土整備部
- 3 監査対象部局に対する調査の実施、陳述の聴取等
  - (1) 実施した調査等

令和7年9月19日に住宅政策課の調査を実施した。

(2) 請求人の陳述の要旨

(令和7年10月3日陳述、令和7年10月6日付追加陳述書)

- ア 本件諮問通知と本件依頼通知は、いずれも 1 通の封筒でまとめて郵送しても問題のない文書である。請求人は、建築開発課を訪問した際に、住宅政策課にも立ち寄って書類を受け取る旨を以前から住宅政策課職員に伝えており、そうした相手に対して、本件諮問通知と本件依頼通知を 2 通の封筒に分けて郵送したことは、経費の無駄遣いにあたる。
- イ職員は、コスト意識を持って業務を行わなければならない。
- ウ 令和7年10月3日の陳述において住宅政策課公営住宅班の主張は全く「無駄遣い」という認識を持たない主張であった。これでは住民監査請求という制度の根本が疑われるものである。コスト意識の無い公務を行う事に対して三重県監査委員から住民監査請求の本来の趣旨に基づいた決定を行うことを望む。

# (3) 監査対象部局の陳述の要旨

(令和7年10月3日陳述)

- ア 本件諮問通知と本件依頼通知は、いずれも請求人による審査請求に かかる手続きの一部であるものの、別個独立した手続きであるから、そ れぞれ別々に請求人に文書を郵送することは、何ら不合理ではない。ま た、そのことは、発出した文書の日付が近接しているとか、同じ日付で あるといった事情に左右されるものではない。
- イ 仮に、本件諮問通知と本件依頼通知を一つの封筒に封入して郵送した場合、受け取った住民の取扱い方や開封時の状況によっては、最初に目についた方の文書だけ見て、送付された文書全体が本件諮問通知又は本件依頼通知の一方だけであると誤解したり、封入された2つの文書が、それぞれ別個の手続きにかかるものであることを容易に了知できずに混乱したりする恐れがある。

殊に、本件文書のうち本件依頼通知は、請求人において弁明書に対する反論がある場合は、定められた期日までに反論書の提出を依頼するものであり、他の文書と混在することで、その内容が目につかなかったり、誤解されたりすることを避けなければならない性質のものである。

ウ 以上のことから、住宅政策課職員が本件諮問通知と本件依頼通知を 別個の郵便物として発送したことに違法又は不当なところはない。

#### 第4 監査の結果

# 1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果、請求人及び監査対象部局の陳述結果等を総合すると、次の事実が認められる。

なお、暦年はすべて令和7年であるため、以下、暦年の表記は省略する。

- (1) 本件通知の郵送
  - ア 7月30日、住宅政策課担当職員は、本件通知にかかる起案を行った。
  - イ 8月8日、本件通知にかかる起案が決裁された。
  - ウ 決裁後、同担当職員は本件通知を作成し、それぞれの通知を別々の封 筒(長型3号)に封入した。封入後、住宅政策課の別の職員が、三重県 本庁舎1階の文書・情報公開課に当該封筒を回付した。
  - エ 8月12日、本件通知は、日本郵便株式会社の三重県庁内局に差し出 された。
- (2) 本件通知の内容等
  - ア 本件諮問通知は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき 請求人から審査請求があった事案について、三重県情報公開条例(平成

11年三重県条例第42号)に基づき、三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問する旨を、請求人に通知するものであった。添付資料を含め、A4用紙で3枚の文書であった。

イ 本件依頼通知は、上記アの請求人から審査請求があった事案について、請求人に対し、行政不服審査法に基づき処分庁である三重県知事が作成した弁明書(事務担当は建築開発課)の写しを送付するとともに、当該弁明書に対する反論書の提出を、9月2日を期限として依頼する旨を通知するものであった。添付資料を含め、A4用紙で7枚の文書であった。

#### (3) 郵便料金等

ア 本件通知の郵便料金は1通あたり110円であり、2通合計で220円であった。

イ 封筒の1枚あたりの単価(税込)は、令和6年度作成のものは4.070 円、令和7年度作成のものは6.006円であった。

#### (4) 請求人の意向

請求人は、住宅政策課職員に対し、請求人あての文書があれば建築開発 課を訪問した際に受け取る旨を伝えており、住宅政策課職員も請求人のこ の意向については認識していた。

#### 2 判断

#### (1) 請求人の主張

本件請求において請求人は、本件通知を1つの封筒に封入して発送すれば郵便料金が1通分であったところ、それぞれの通知を別々の封筒に封入して発送したため郵便料金が2通分となったことを指摘して、税金の無駄遣いであると主張している。

#### (2) 検討

#### ア判断

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、また、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 4 条第 1 項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

地方自治法及び地方財政法は、地方公共団体の支出の必要最少限度 性について規定しているが、この支出の最少限度性は、地方財政法第4 条第 1 項において「その目的を達成するため」と規定されているように、あくまでその行政目的を達成するための支出について要求されるものである。地方公共団体の執行機関には、行政目的の決定及び同目的達成のための手段の選択について一定の合理的な裁量が認められているから、決定された行政目的及び同目的達成のために選択された手段に裁量権の逸脱又は濫用がない限り、他の手段を選択したとしたらより少ない支出で済んだとしても、選択された手段実施に伴う支出につき地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項の違反は生じないというべきである。

なお、福岡高等裁判所平成 15 年 8 月 20 日判決においても、同じ趣旨の判示がなされている。

#### イ 本件の論点

請求人の主張を検討するに、請求人は、日本郵便株式会社との2通の 郵便利用契約がこれらの条項に反しているなどと主張しているものと 解される。

そこで、本件請求に関しては、本件通知を請求人に交付するという目的達成のために、本件通知を2つの封筒に封入して2通の郵便物として発送するという手段が選択されたものであり、この選択された手段に、裁量権の逸脱又は濫用があったか否かについて検討する。

#### ウ 裁量権にかかる検討

#### a 本件通知の郵送

まず、本件通知を郵送したことについて検討する。

法令等の規定について、本件通知に関連する行政不服審査法、三 重県情報公開条例等の法令には、通知文書の交付の方法に関する規 定はない。

また、公文書の管理について必要な事項を定める三重県公文書管理規程(令和2年三重県訓令第6号)においては、第32条で、文書の発送等の方法のひとつとして「郵送」を定めており、第33条で、本庁課が文書を郵送しようとするときは当該文書を文書・情報公開課に回付すること、及び個別の包装を必要とするものは本庁課で包装することを定めている。上記1(1)ウで認定したとおり、本件通知は住宅政策課で封入され、文書・情報公開課に回付されており、本件通知の郵送にかかる手続きは、同規程に反するものではない。

ところで、請求人は、住宅政策課職員に対し、請求人あての文書 があれば建築開発課を訪問した際に受け取る旨を伝えていたと主 張しており、上記 1(4)で認定したとおり住宅政策課職員も請求人の 意向を認識していた。しかし、請求人がいつ建築開発課を訪問するかを予測することは困難であり、請求人あての通知文書を郵送したことは、合理的裁量の範囲内のものと認められる。

以上の事情を勘案すれば、本件通知を郵送したことについては、 地方自治法や地方財政法に違反する財務会計上の行為があったと は解されない。

#### b 本件通知の2通での郵送

次に、本件通知を2通の郵便物として発送したことに関して検討する。

県土整備部は、仮に、本件諮問通知と本件依頼通知を一つの封筒に封入して郵送した場合、受け取った住民の取扱い方や開封時の状況によっては、最初に目についた方の文書だけ見て、送付された文書全体が本件諮問通知又は本件依頼通知の一方だけであると誤解したり、封入された2つの文書が、それぞれ別個の手続きにかかるものであることを容易に了知できずに混乱したりする恐れがあり、殊に、本件文書のうち本件依頼通知は、請求人において弁明書に対する反論がある場合は、定められた期日までに反論書の提出を依頼するものであり、他の文書と混在することで、その内容が目につかなかったり、誤解されたりすることを避けなければならない性質のものであると主張する。これらの主張については、一定首肯できるものであり、本件通知を2通の郵便物として発送したことに関しては合理的裁量の範囲内のものと認められる。

以上の事情を勘案すれば、本件通知を2通の郵便物として発送したことについては、地方自治法や地方財政法に違反する財務会計上の行為があったとは解されない。

#### c まとめ

以上のことから、本件通知を2通の郵便物として発送したことについて、地方自治法や地方財政法に違反する財務会計上の行為があったとは解されず、上記の他、請求人の請求書、立証書面、陳述等を勘案しても、違法又は不当な財務会計上の行為があったとは言えない。

#### (3) 結語

よって、本件請求は、理由がないから、上記第1のとおり決定する。

#### 監査委員公表第8号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第 1 項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第 5 項の 規定により次のとおり公表します。

令和7年11月14日

 三重県監査委員
 村
 上
 亘

 三重県監査委員
 長
 田
 隆
 尚

 三重県監査委員
 石
 垣
 智
 矢

 三重県監査委員
 伊
 賀
 恵

- 第1 監査の請求
  - 1 監査請求のあった日 令和7年9月9日
  - 2
     請
     求
     人
     住所
     (略)

     氏名
     (略)
- 第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

令和 7 年 10 月 22 日、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

第4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監 查第 64 号 令和7年11年5日

#### 請求人 (略) 様

三重県監査委員 村 上 亘 三重県監査委員 長 田 隆 尚 三重県監査委員 石 垣 智 矢 三重県監査委員 伊 賀 恵

#### 住民監査請求について

令和7年9月9日に提出された住民監査請求(以下「本件請求」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

# 第1 監査の結論 本件請求を棄却する。

# 第2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

- 1 請求理由
  - (1) 令和7年8月22日付け県土第01-35号「保有個人情報開示請求に係る公文書を特定するための補正について」(以下「本件補正依頼通知」という。)が、三重県県土整備部県土整備総務課(以下「県土整備総務課」という。)から簡易書留として送付されてきた。目的は請求人が請求している保有個人情報開示請求の公文書の文書特定である。同日に請求人は同課を訪問しており、文書特定を面談のうえ行う旨の協力を申し出た。その際、同課からは文書特定を行いたい旨の話があったが、その場での文書特定は行われなかった。翌日、請求人の自宅に簡易書留郵便が到着した。8月22日に県庁を訪問した際に文書特定を行えば、無駄に郵便代・事務費代として税金を使って支払う必要はなかった。さらに補正命令の内容についての不明点が多く、請求人が後日県庁に出向き、面談のうえ回答書を記入し、収受されたという状況である。

- (2) 文書特定ができていないので、保有個人情報開示請求にかかる開示決定はできない状況であり、本来は延長の決定をするべき状況であるが、令和7年8月27日付け県土第01-36号「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」(以下「本件開示決定通知」という。)が簡易書留として送付されてきた。文書特定ができておらず、決定できるはずがないのに不思議な状況である。さらに請求人は、閲覧のうえの開示を申し出ており、決定通知を郵送するのはやめて、閲覧の際に受領する旨を請求書に記載している。文書特定ができて決定したら閲覧の日時を決め、その際に決定通知を渡せばよいのに、無駄に郵便代・事務費代として税金を使って支払いをする必要はなかった。
- (3) 無駄な公務に通信費・事務費等を充当して行っていることは無駄使いになる。切手代は簡易書留 2 通で 1,000 円、封書代は標準的な物で印刷代を含めて 2 通で 2,000 円程度と思われる。印刷代と事務費 2 回分で人件費を含めて 10,000 円で合計 13,000 円程度の無駄使いとなる。

### 第3 監査の実施

1 監查対象事項

上記請求の要旨から、本件請求にかかる監査対象事項は、「県土整備総務課が、本件補正依頼通知及び本件開示決定通知(以下、これらの2件の通知を合わせて「本件通知」という。)を請求人に郵送したこと(日本郵便株式会社と郵便利用契約を締結したこと)は、違法又は不当な契約の締結にあたるか。」と解した。

- 2 監査対象部局
  - 三重県県土整備部
- 3 監査対象部局に対する調査の実施、陳述の聴取等
  - (1) 実施した調査等

令和7年9月19日に県土整備総務課の調査を実施した。

(2) 請求人の陳述の要旨

(令和7年10月22日陳述、令和7年10月28日付追加陳述書)

- ア 住民監査請求の趣旨は、納税者である県民によって、職員が公務で税 金を無駄遣いしていないかどうかを確認・監査することである。無駄遣 いは1円でもあってはならない。
- イ 職員は、入庁時に地方公務員法に基づいて、「私は全体の奉仕者とし

て公正に誠実に公務を行うことを誓約します。」との宣誓を行っている。 この「誠実に」という部分が無駄遣いと関係している。今回の請求では、 不正があったということを言っているわけではない。誠実に公務をし てください、税金で支払われることに対して無駄なことをしないでく ださい、ということを納税者として確認したい。

- ウ 民間事業者は経費削減をして経営しなければ破綻してしまう。公務 員もそういったコスト意識をもってほしい。
- エ 今回の監査請求の発端は、建築開発課の職員に危害を加えられたことに関して情報開示請求をしたことである。8月22日には県庁に用事があったので、県土整備総務課に、公文書特定の面談が必要であればお願いしますと言いに行った。通常であれば訪問した際に聞けばいいものを、聞きもせず、同日付けで簡易書留により本件補正依頼通知を送付してきた。この内容であれば、県庁に行った際に言ってくれれば済む話である。それをせずに、郵便代の無駄遣いを行った。公務に対して緊張感が無い。緊張感をもって、県民に信託されている公務をしっかりやってほしいため、住民監査請求を行った。
- オ 令和7年10月22日の陳述における県土整備総務課の主張は、全く「無駄遣い」という認識を持たない主張であった。これでは住民監査請求という制度の根本が疑われるものである。コスト意識の無い公務を行う事に対して三重県監査委員からも住民監査請求の本来の趣旨に基づいた決定をよろしくお願いする。

# (3)監査対象部局の陳述の要旨 (令和7年10月22日陳述)

ア 本件補正依頼通知を郵送したことについて

請求人が県土整備総務課を訪れる時期は不定期で、事前の連絡はなく、令和7年8月22日の請求人の訪問も予期せぬものであった。その際、請求人から文書の特定について協力の申し出があったものの、その時点において、本件補正依頼通知にかかる起案文書は回議中であり、組織としての意思決定が行えていない状況であったため、その場で補正依頼はできないと判断し、後日文書で連絡する旨を伝えた。

その後、決裁を終え、速やかに請求人に文書を届ける方法として郵送を選択し、令和7年8月22日に文書を郵送した。このことは何ら不合理なものではなく、また、違法又は不当なものでもなく、無駄な対応でもない。

イ 本件補正依頼通知を簡易書留で送付したことについて

保有個人情報開示請求内容の補正を求める場合、補正に要した日数は、決定までの期限である「14 日以内(初日不算入)」の算定から除かれるが、補正が完了した後は残存日数のうちに決定を行わなければならない。

そのため、発送日が客観的に記録され、補正期間の始期を明確にすることができる方法として、通常の普通郵便ではなく、簡易書留により発送したものであり、本件補正依頼通知を簡易書留で送付したことは何ら不合理なものではない。また、違法又は不当ではなく、無駄ではない。

# ウ 本件開示決定通知を郵送したことについて

請求人からの開示請求書には「開示が決定しましたら携帯電話にご連絡をください。写しをいただきにまいります。」と記載されていたが、決定通知書は原本を交付するものであるため、開示請求書に記載された「写し」とは、特定された公文書の写しであると解するのが相当であり、開示決定書の原本を閲覧の際に受け取る旨の意思表示とは認識することができない。そのため、本件開示決定通知を郵送したことは何ら不合理なものではない。また、違法又は不当な対応ではなく、無駄な対応でもない。

# エ 本件開示決定通知を簡易書留で送付したことについて

保有個人情報開示請求の決定は行政処分であり、請求者は一定の期間内に知事に対する審査請求や、三重県を被告とした処分の取消しの訴えの提起をすることができることから、決定通知書が配達されたかどうかについて争いが生じるリスクを避け、より確実に相手方に届き、配達の記録が確認できるようにするため、普通郵便ではなく簡易書留により発送したものである。そのため、本件開示決定通知を簡易書留で送付したことは何ら不合理なものではない。また、違法又は不当ではなく、無駄ではない。

#### オまとめ

以上のことから、県土整備総務課の一連の対応について、違法又は不当なところはなく、無駄な対応でもなかった。

#### 第4 監査の結果

#### 1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果、請求人及び監査対象部局の陳述結果等を総合すると、次の事実が認められる。

なお、暦年はすべて令和7年であるため、以下、暦年の表記は省略する。

#### (1) 本件の経緯

- ア 8月13日付けで、請求人は、保有個人情報開示請求書を提出した。 請求対象とする情報は4件あった。なお、請求人は、同請求書に、「開 示が決定しましたら携帯電話にご連絡をください。写しをいただきに まいります。」と記載した。
- イ 8月22日、県土整備総務課は、請求人に対し、上記アの請求対象の うちの1件について、本件補正依頼通知を簡易書留により郵送した。
- ウ 8月27日、県土整備総務課は、請求人に対し、上記アの請求対象の うちの2件について本件開示決定通知を、1件について保有個人情報を 開示しない(保有個人情報が存在しない)旨の決定通知を、1通の封筒 に同封して簡易書留により郵送した。
- エ 8月29日、請求人は、県土整備総務課を訪問し、本件補正依頼通知 に係る回答書を記入し、同課に提出した。
- オ 9月2日、県土整備総務課は、本件補正依頼通知に係る開示請求事項 について、保有個人情報を開示しない(保有個人情報が存在しない)旨 の決定を行い、請求人に通知した。
- カ 9月11日、請求人は、本件開示決定通知に基づき、情報公開・個人情報相談窓口において、保有個人情報の閲覧及び写しの交付を受けた。
- (2) 本件補正依頼通知の郵送
  - ア 8月21日、県土整備総務課担当職員は、本件補正依頼通知にかかる 起案を行った。
  - イ 8月22日、本件補正依頼通知にかかる起案が決裁された。
  - ウ 決裁後、同担当職員は本件補正依頼通知を作成し、封筒(角型2号) に封入した。封入後、同課の別の職員が、三重県本庁舎1階の文書・情報公開課に当該封筒を回付し、日本郵便株式会社の三重県庁内局に差し出された。
- (3) 本件開示決定通知の郵送
  - ア 8月27日、県土整備総務課担当職員は、本件開示決定通知にかかる 起案を行った。
  - イ 8月27日、本件開示決定通知にかかる起案が決裁された。
  - ウ 決裁後、同担当職員は本件開示決定通知を作成し、封筒(角型2号) に封入した。封入後、同課の別の職員が、三重県本庁舎1階の文書・情報公開課に当該封筒を回付し、日本郵便株式会社の三重県庁内局に差し出された。
- (4) 本件通知の内容等
  - ア 本件補正依頼通知は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 第 57 号)(以下「個人情報保護法」という。)に基づき、請求人から保

有個人情報の開示請求があった事項について、請求人に公文書の特定を行うために補正を求めるものであった。別紙として「依頼事項兼回答書」を添付し、同書面に回答を記載のうえ、9月1日までに県土整備総務課に郵送または持参することを依頼するものであり、別紙を含めA4用紙で2枚の文書であった。

イ 本件開示決定通知は、個人情報保護法に基づき、上記(1)アの請求人から開示請求があった 4 件の事項のうちの 2 件について、部分開示を決定した旨を通知するものであった。同通知には、開示する保有個人情報、不開示とした部分とその理由、開示の実施方法等が記載されていた。添付資料を含め、A4 用紙で 3 枚の文書であった。

#### (5) 郵便料金等

ア 本件通知の郵便料金は、それぞれ 1 通あたり 490 円 (簡易書留にかかる料金を含む。) であった。

イ 封筒の1枚あたりの単価(税込)は、令和6年度作成のものは9.680 円、令和7年度作成のものは6.006円であった。

#### 2 判断

# (1) 請求人の主張

本件請求において請求人は、本件通知を請求人に郵送したことが、税金の無駄遣いであると主張している。

#### (2) 検討

#### ア判断

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、また、地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

地方自治法及び地方財政法は、地方公共団体の支出の必要最少限度性について規定しているが、この支出の最少限度性は、地方財政法第4条第1項において「その目的を達成するため」と規定されているように、あくまでその行政目的を達成するための支出について要求されるものである。地方公共団体の執行機関には、行政目的の決定及び同目的達成のための手段の選択について一定の合理的な裁量が認められているから、決定された行政目的及び同目的達成のために選択され

た手段に裁量権の逸脱又は濫用がない限り、他の手段を選択したとしたらより少ない支出で済んだとしても、選択された手段実施に伴う支出につき地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の違反は生じないというべきである。

なお、福岡高等裁判所平成15年8月20日判決においても、同じ趣旨の判示がなされている。

#### イ 本件の論点

請求人の主張を検討するに、請求人は、日本郵便株式会社との郵便 利用契約がこれらの条項に反しているなどと主張しているものと解 される。

本件請求に関しては、本件通知を請求人に交付するという目的達成のために、本件通知を簡易書留により郵送するという手段が選択されたものであり、この選択された手段に、裁量権の逸脱又は濫用があったか否かについて検討する。

# ウ 裁量権にかかる検討

a 本件補正依頼通知の郵送

法令等の規定について、本件通知に関連する個人情報保護法等の 法令には、通知文書の交付の方法に関する規定はない。

また、公文書の管理について必要な事項を定める三重県公文書管理規程(令和2年三重県訓令第6号)においては、第32条で、文書の発送等の方法のひとつとして「郵送」を定めており、第33条で、本庁課が文書を郵送しようとするときは当該文書を文書・情報公開課に回付すること、及び個別の包装を必要とするものは本庁課で包装することを定めている。上記1(2)ウ及び(3)ウで認定したとおり、本件通知は県土整備総務課で封入され、文書・情報公開課に回付されており、本件通知の郵送にかかる手続きは、同規程に反するものではない。

ところで、請求人は、本件補正依頼通知を発送した 8 月 22 日に 請求人が県土整備総務課を訪問した際に、直接、文書の特定につい て確認すれば郵送する必要がなかった旨主張する。

これに対し、県土整備総務課は、補正に要した日数は開示決定までの期限である「14 日以内(初日不算入)」の算定から除かれることから、本件補正依頼通知を請求人に発送した日を客観的に記録し、補正期間の始期を明確にするため、簡易書留により郵送したなどと主張する。この点、文書の発送や到達に関する争いを避けるため、発送日や到達日の記録が残る方法で郵送することは、一般的に行わ

れている行為であり、合理的裁量の範囲内のものと認められる。

以上の事情を勘案すれば、本件補正依頼通知を請求人に交付する ために簡易書留により郵送したことについては、地方自治法や地方 財政法に違反する財務会計上の行為があったとは解されない。

# b 本件開示決定通知の郵送

請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示決定通知を郵送するのではなく、開示にかかる公文書を閲覧する際に受領する旨、記載したと主張する。

これに対し、県土整備総務課は、保有個人情報開示請求書には「開示が決定しましたら携帯電話にご連絡をください。写しをいただきにまいります。」と記載されているが、決定通知書は原本を交付するものであるため、同請求書に記載された「写し」とは、特定された公文書の写しであると解するのが相当であり、開示決定書の原本を閲覧の際に受け取る旨の意思表示とは認識することができない旨主張する。

確かに保有個人情報開示請求書には、上記 1(1) アで認定したとおり県土整備総務課が主張する文面が記載されており、これを決定通知書を受け取るという意味に理解することは困難であると考えられる。

また、県土整備総務課は、行政処分たる本件開示決定通知については、配達されたかどうかについて争いが生じるリスクを避け、より確実に相手方に届き、配達の記録が確認できるようにするため、簡易書留により郵送した旨も主張する。文書の到達に関する争いを避けるため、配達の記録が残る方法で郵送することは、一般的に広く行われている行為であり、合理的裁量の範囲内のものと認められる。

以上の事情を勘案すれば、本件開示決定通知を請求人に交付する ために簡易書留により郵送したことについては、地方自治法や地方 財政法に違反する財務会計上の行為があったとは解されない。

#### cまとめ

以上のことから、本件通知を請求人に郵送したことについて、地方自治法や地方財政法に違反する財務会計上の行為があったとは解されず、上記の他、請求人の請求書、立証書面、陳述等を勘案しても、違法又は不当な財務会計上の行為があったとは言えない。

#### (3) 結語

よって、本件請求は、理由がないから、上記第1のとおり決定する。

# 公 告

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 10 条第 1 項の規定により、小牧南土地改良区(維持管理事業)の設立を令和 7 年 11 月 4 日認可しました。

なお、設立認可に不服がある者は、三重県を被告として、設立認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和7年11月14日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業(中山間地域型)北谷地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます(なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

令和7年11月14日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 令和7年11月17日から同年12月15日まで
- 3 縦覧の場所

松阪市役所産業文化部農村整備課(松阪市殿町1340番地1)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を 実施する旨、いなべ市長から通知がありました。

令和7年11月14日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
  - 公共測量(撮影·写真地図作成)
- 2 作業期間
  - 令和7年11月1日から令和8年1月31日まで
- 3 作業地域

いなべ市の一部

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年10月24日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和7年11月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(基準点測量及び用地測量)

2 作業地域

桑名市大字稗田

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年10月31日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和7年11月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業地域

四日市市釆女町

# 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

令和7年11月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 物品等の名称及び数量 災害用ユニットハウス 5式

2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地

三重県防災対策部災害対策推進課

3 落 札 者 決 定 日 令和7年10月3日

4 落 札 者 東京都港区芝大門一丁目 4番 10号

株式会社ダイワテック 代表取締役 岡 忠志

5 落 札 金 額 入札価格 42,500,000 円

契約金額 46,750,000円

6 決 定 手 続 一般競争入札

7 入 札 公 告 日 令和7年8月19日

# 発行 **三 重 県**

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/